

秋田県施設サービス等利用者処遇指導事業実施要綱

第1 目的

介護サービスを提供する事業所又は施設に対し、利用者の処遇に着目した事業運営やより高度なケアの在り方について指導し、もって、介護サービスの質の向上と個別ケアの普及・促進を図る。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、秋田県とする。ただし、訪問調査及び研修に係る業務は、都道府県事務受託法人に委託して行う。

第3 対象事業所等

本事業の対象となるのは、県が介護保険法に基づく実地指導の対象としている介護サービス事業所等のうち、次のものとする。

- (1) 各年度の4月1日において指定を受けてから1年を経過していない介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護事業所（併設型・空床型を除く）、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）、通所介護事業所
- (2) 当該年度の前年度、秋田県施設サービス等利用者処遇指導事業において、再訪問調査が必要と認められる事業所
- (3) 前年度中に「誤嚥（それに伴う窒息を含む。）」の事故報告書の提出があった事業所
- (4) 前年度中に「転倒・転落による骨折」の事故報告書の提出があった事業所
- (5) 第4の4による研修の受講を希望する事業所
- (6) その他、県が必要と認めた事業所

第4 事業の内容

1 実施期間

事業の実施年度は、当該年度（各年度毎）に実施することとし、その実施期間は当該年度中とする。ただし、第4の2による訪問調査及び第4の4による研修は、毎年度2月末までに終了するものとする。

2 都道府県事務受託法人による調査

- (1) 第3の(1)については、県が作成する調査票に基づいて、1対象事業所等に対して2名の調査員が概ね3時間程度滞在し、運営体制やサービス提供などの状況を調査の上、助言指導を行い、結果を県に提出する。
- (2) 第3の(2)については、1対象事業所等に対して原則として1名の調査員が訪問し、改善に向けた取り組みが必要として県が通知した事項について調査の上、

助言指導を行い、結果を県に提出する。

- (3) 第3の(3)については、県が作成する調査票に基づいて、1対象事業所に対して2名の調査員が食事を摂る時間を含む時間帯に訪問し、運営体制やサービス提供などの状況を調査の上、助言指導を行い、結果を県に提出する。
- (4) 第3の(4)については、県が作成する調査票に基づいて、1対象事業所に対して2名の調査員が日中の活動時間帯に訪問し、運営体制やサービス提供、設備などの状況を調査の上、助言指導を行い、結果を県に提出する。
- (5) 都道府県事務受託法人は、調査を行う対象事業所等と同種の介護サービスを提供する事業所又は施設の職員である者を、その調査に従事させることはできないものとする。

3 県による書面指導等

第4の2による訪問調査について、都道府県事務受託法人から提出のあった調査結果に基づき、調査結果及び改善を求める事項を対象事業所等に通知し、再実地調査等により改善状況や改善に向けた取り組み状況を把握する。

4 介護サービスの質の向上のための研修

介護サービスの提供に携わる介護職員・管理者等に対し、介護事故の防止のために必要とされる知識の習得及び技能の向上のための研修を行う。

第5 対象事業所等の決定等

1 第4の2による訪問調査については次のとおりとする。

- (1) 対象事業所等は、県において決定し、調査を委託する都道府県事務受託法人ごとに通知するものとする。
- (2) 都道府県事務受託法人は、対象事業所等に対し、あらかじめ日程等を調整の上、遅くとも7日前までに書面により通知する。

2 第4の4による研修については次のとおりとする。

受講事業所の決定は(1)～(3)のいずれかの方法により行うこととする。また、都道府県事務受託法人は、受講事業所等に対し、あらかじめ日程等を調整の上、遅くとも7日前までに書面により通知することとする。

- (1) 都道府県事務受託法人による受講事業所の募集
- (2) 県による受講事業所の募集
- (3) 県による受講事業所の選定

第6 報告等

1 第4の2による訪問調査について、都道府県事務受託法人は、調査終了後、14日以内に県に対し、調査結果を報告するものとする。

2 第4の4による研修について、都道府県事務受託法人は、研修終了後、14日以内に県に対し、研修結果を報告するものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。
この要綱は、平成28年7月22日から施行する。
この要綱は、平成29年4月5日から施行する。
この要綱は、令和4年7月13日から施行する。
この要綱は、令和5年7月28日から施行する。
この要綱は、令和6年7月23日から施行する。